

相模原市公告

令和8年3月25日付で公告した相模原市立小原の郷の指定管理者の公募について、次のとおり中止する。

令和8年5月14日

相模原市長 本村 賢太郎

1 公募を中止する案件の概要

(1) 管理を行う施設の概要

- ア 名称 相模原市立小原の郷
- イ 所在地 相模原市緑区小原711番地2
- ウ 規模 敷地面積 4,924.04㎡、延床面積 325.99㎡
- エ 主な施設 多目的展示室、飲食提供スペース、キッチン、倉庫

(2) 管理を行う期間

7年3か月間(令和9年1月1日から令和16年3月31日まで)

(3) 業務の範囲

- ア 小原の郷の休館日を定めること、休館日を開館日とすること及び利用できる時間の変更に関する業務
- イ 入館の制限等に関する業務
- ウ 販売行為等の許可に関する業務
- エ 地域の活性化及び市民の交流に寄与する事業の実施に関する業務のうち、市長が別に定めるもの
- オ 小原の郷の施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの
- カ 前各号に掲げるもののほか、小原の郷の管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの

2 公募を中止する理由

小原の郷改修及び増築工事(その1)の入札不調により、指定管理者募集要項の記載内容での事業の実施が困難になったため。

3 問合せ先

相模原市 緑区役所 相模湖まちづくりセンター
電話042-684-3213(直通)